

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第六十四號

妊産婦手帳規程施行細則左ノ通定ム

昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

妊産婦手帳規程施行細則

第一條 本令ニ於テ規程ト稱スルハ昭和十七年七月厚生省令第三十五號妊産婦手帳規程ヲ謂フ

第二條 規程第四條乃至第六條又ハ第八條ニ依リ知事ニ提出者ハ返還スベキ文書ハ居住地ノ市町村長ヲ經由スベシ

第三條 規程第四條第一項ノ規定ニヨル届出ハ別記様式第一號ニ依ルベシ

様式第一號

昭和十七年八月二十五日
第一千三百六十二號

火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

第四條 規定第五條ニ依リ妊産婦手帳ノ再交付ヲ受ケントスル場合ハ知事ニ申請スベシ

第五條 妊婦又ハ其ノ世帯主ニシテ貧困ノ爲醫師又ハ助産婦(産婆)ノ診察若ハ検査ヲ受クルコト能ハザル者ハ其ノ旨知事ニ申請シ無料診察券ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第六條 市町村長前條ノ申請ヲ受理シタルトキハ速ニ其ノ生活狀態ヲ調査シ意見ヲ付シ知事ニ進達スベシ

第七條 市町村長ハ妊婦及乳兒ノ保健指導ニ當ラシムル爲保健婦又ハ巡回指導婦(産婆及看護婦資格ヲ有スル者)及母性補導委員ヲ設置スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

注 本屆書ハ居住地ノ市町村長ニ提出スベシ
 ×印ノ所ハ醫師又ハ産婆ニシテ診察ノ際記入捺印ノ上妊婦又ハ世帯主ニ交付スルモノトス
 市町村長ハ本屆書ヲ受理シタル時ハ妊婦手帳ニ所定ノ事項ヲ記入シテ之ヲ交付スルコト

妊婦氏名	妊婦 屈
生年月日	
居住地	市 町 大字 村
世帯主名	
職業	
×出産豫定日	昭和 年 月 日
×診察月ノ數	昭和 年 月 日
備考	右 届 出 候 也 昭和十 年 月 日 鳥取縣知事 殿 妊婦氏名

01003

01004

訓 令

鳥取縣訓令甲第二十五號

市 町 村 長
 妊産婦手帳規程施行細則取扱手續左ノ通定ム
 昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

妊産婦手帳規程施行細則取扱手續

- 第一條 妊産婦手帳規程(以下單ニ規程ト謂フ)第四條乃至第六條、第八條ノ規程ニ依ル届出申請、返還ニ關スル文書ハ市町村長ニ於テ處理シ前月二十一日ヨリ翌月二十日迄ニ取扱ヒタルモノヲ毎月二十二日迄ニ様式第二號及第三號ニ依リ知事ニ報告スベシ前項ノ規程ニ依リ市町村長ノ處理シタル文書ハ五年間之ヲ保存スベシ
- 第二條 市町村長ハ様式第一號ノ妊産婦名簿ヲ作成シ規程第四條様式第一號 妊 産 婦 名 簿

- 第一項ノ届出ヲ受理シタルトキハ其ノ都度之ニ登錄スルト共ニ妊産婦手帳(以下單ニ手帳ト謂フ)ヲ交付スベシ
- 第三條 妊産婦手帳規程施行細則(以下單ニ細則ト謂フ)第四條ノ申請ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査ノ上更ニ手帳ヲ交付スベシ
- 第四條 規程第四條第三項、第五條、第六條、第八條ノ届出ヲ受理シタルトキハ妊産婦名簿ヲ整理シタル上手帳ニ所定事項ヲ訂正シ下付スベシ
- 第五條 市町村長ハ妊産婦ニ關シ必要ナル物資ノ配給及購入ニ付テハ妊産婦手帳ニ依リ優先簡素ニ之ヲ處理スベシ
- 第六條 市町村長規程第四條第三項ニ依ル居住地ノ變更届出ヲ受理シタルトキハ直ニ關係市町村長ニ通報スベシ
- 第七條 市町村長細則第六條ニ依リ無料診察券ヲ交付スベキ者ニシテ疾病ニ罹リ又ハ異常産等ノ場合ニ於テ醫師ノ治療若ハ助産ノ必要アリト認ムルトキハ醫療保護制度施設ノ活用ニ力ムベシ

附 則
 本手續ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

氏 妊 婦	妊 産 婦 名 簿
生年月日	昭和 年 月 日
初診ノ	明 治 昭 和

01007

鳥取縣訓令甲第二十六號

總務部長
地方事務所長
縣立學校校長
市町村校長
市町村學校組合管理者

昭和三年一訓令甲第一號恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ニ依ル國庫納金ニ關スル件中左ノ通改正シ昭和十七年八月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事 土肥米之

第一項中「內務部長」ヲ「總務部長」ニ改ム
第二項中「日本銀行」ヲ「日本銀行代理店」ニ「郵便局」ヲ「郵便官署」ニ改ム
左記仕譯書中「縣立學校校長氏名」ノ右ニ「地方事務所長氏名」ヲ加フ
備考中「鳥取縣內務部長」ヲ「鳥取縣總務部長」ニ改ム

告示

鳥取縣告示第五百五十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可セリ
昭和十七年八月二十五日
鳥取縣知事 土肥米之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣穀物商業組合聯合會
(ロ) 地區 鳥取縣 一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於ケル穀物關係商業組合

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	品	種	單位	販賣業者最高販賣價格	備考
古俵	內	俵	一俵	二〇〇圓	棧俵付
	外	俵	同	一〇〇圓	
同		俵	同	二八〇圓	棧俵付
同		本表價格ハ賣主店先渡價格トス			

一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
二 本表古俵トハ米麥包裝用トシテ其ノ本來ノ使用ニ耐エ得ルモノトス

01008

鳥取縣告示第五百五十七號

國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ
昭和十七年八月二十五日
鳥取縣知事 土肥米之

- 一 組合ノ名稱 神戸村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 氣高郡神戸村大字上砂見七番地ノ一
- 三 組合ノ地區 氣高郡神戸村
- 四 組合員トナルベキ者ノ範圍ヨリ除外スルモノ
 - (一) 貧困ノ爲法令ニ依ル救護ヲ受クル者
 - (二) 組合規約ニ依リ特定メラレタル者

但シ世帯所屬者中被保險者タル資格アル者ヲ除ク
五 指定ノ年月日 昭和十七年八月一日

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年八月二十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第五百五十八號

田後村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ
昭和十七年八月二十五日
鳥取縣知事 土肥米之

堀 壽一 川部 豊三 湊 喜譽藏

鳥取縣告示第五百五十九號

大郷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ
昭和十七年八月二十五日
鳥取縣知事 土肥米之

福 政 義 孝 西 田 五 美 福 田 重 正
南 城 勇 平 花 房 徳 雄 石 上 金 松

鳥取縣告示第五百六十號

大園村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ
昭和十七年八月二十五日
鳥取縣知事 土肥米之

前 田 善 一 伴 藤 金 市 加 納 福 治
生 田 正 雄 幅 田 篤 正 作 野 梅 明
竹 本 熊 次 郎 關 重 之 吉 畑 正 晴
深 田 徳 重 前 田 樽 二 藤 友 正 敏

01011

鳥取縣知事	土 肥 米 之
專門科名	氏 名 指定年月日
診療所所在地	
産婦人科	鳥取市西町 日本赤十字社鳥取支部病院 菊川 益榮 昭和十七年八月十七日
内科	同 中井 多榮子 同
内科	東伯郡橋津村大字橋津臺 伊藤 勸助 同

◆鳥取縣告示第五百六十五號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通異動アリタリ
昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事	土 肥 米 之
診療所所在地	氏 名 異動事項 異動年月日
氣高郡日置村大字山根	原田 正廣 死 亡 昭和十七年七月十七日
氣高郡湖山村一三六八	庄司 泰子 (改姓笹川) (舊姓笹川) 昭和十七年七月十五日
米子市西町八六	細田 きよ (改姓濱邊) (舊姓濱邊) 昭和十七年八月三日

◆鳥取縣告示第五百六十六號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證	被保險者	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル年月日
記 號 番 號	氏 名		
職米さよ	一〇七 石原美智子	米子市東倉吉町三株式會社山陰合同銀行米子支店	一七、七、五
職鳥まい	一三七 高濱吉太郎	鳥取市東品治町株式會社 丸山百貨店	一七、六、三〇
同	一六一 宮崎 茂子 同	鳥取市御弓町 有限責任 鳥取購買利用組合	一七、七、五
職鳥とい	五四 井上 芳松		一七、七、三〇

◆鳥取縣告示第五百六十七號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
昭和十七年八月二十五日

鳥取縣知事	土 肥 米 之		
被保險者證	被保險者	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル年月日
記 號 番 號	氏 名		
氣こわ	一四 石原八千代	氣高郡小鷲河村 小鷲河信用購買販賣利用組合製材部	一七、六、三〇
氣いし	一六三 山下 滋	氣高郡寶木村 因州製紙株式會社	一七、六、三〇

01012

八やち	一 山根 清吉	入頭郡山郷村 智頭木材統制株式會社山郷支所	一七、七、五
米よ	三五八 太田 實	米子市久米町 日本曹達株式會社 米子製鋼工場	一七、七、一〇
鳥やち	一〇二 古西長太郎	鳥取市西品治 山野製紙所	一七、七、八
鳥よね	六〇 中島 昇	鳥取市東品治町 吉谷機械製作所	一七、七、三〇
鳥とら	七 衣笠 善藏	鳥取市寺町 鳥取家具指物工業組合	一七、七、五
鳥なな	七六 西川 實	鳥取市川外大工町 中原鐵工所	不明
鳥ひ	六八七 前田美喜代	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	不明
鳥とく	四七八 生田 友三	鳥取市吉方 鳥取家具工業株式會社	不明
鳥とも	五二 久野 孝藏	鳥取市今町一丁目 鳥取製靴有限會社	一七、六、三〇
同	五三 寺本 松雄	同	一七、六、三〇

彙 報

民間金屬類(指定施設) 特別回収に就て

(振興課)

金屬類回收令(昭和十六年勅令第八三五號)は刻下の重要國防資源たる鐵及び銅の供給を確保する爲、國內に存する鐵製品及び銅製品(銅合金製品を含む)の回収を強制する手段として制定公布せられ、昨年九月一日より施行されたものであるが、大東亞戰爭の勃發並に戰果の擴大に伴つて、軍の擴充強化と海上輸送力の飛躍的増大を圖るは現下の急務である爲、本年度に於ても昨年に引續いて金屬類の特別回収を實施し、昨年の未回収分を徹底的に回収して國內鐵銅等の自給自足体制の確立を期しようとするものである。

この特別回収は現にそれらの用途に使用されてゐる物品を國家の緊急要務の爲に回収するものであつて、屑類や廢品等の回収

を目的とする一般回収と異り、實施上種々の困難を伴ふことはいふまでもないのであつて、この特別回収物件の供出については供出者側の自發的に協力しようとする氣運なくしては圓滿なる運行は到底不可能であるから、一般國民の愛國心に訴へて時局下重要國防資源の供出を要請しようとするのが本誌であつて、飽くまで一の愛國運動精神運動を基調として實施することが根本方針であるが、しかし一面精神運動のみでは其の目的を達し難い場合もあるもので、特に國家總動員法に基く金屬類回收令を制定して萬全を期せられてゐるのである。

民間金屬類の特別回収については、今回五月一日より九月三十日までを回収期間として行つてゐるところの

(イ) 閣令第二十號回收物件及施設指定規則第三條の規定に依る指定施設の特別回収 (本稿に記すもの)

(ロ) 工場事業場に於ける特別調査物件の特別回収

(ハ) 神社寺院教會等に於ける特別回収

並に九月一日より明年二月末日までを回収期間とする

(ニ) 一般家庭及び非指定施設の特別回収

の四種がある。その外に別に廢品屑物の回収を目的とする一般回収があるのであるが、これは特別回収とは全く別箇のものである。

即ち民間金屬類の指定施設に關する特別回収については、その實施は一般國民の愛國心に訴へて自發的協力に依る遂行を本則とするのであるが、其の協力を慫慂する手段として曩に金屬類回收令第五條に依り鳥取縣告示第九二三號を以て一般勸告をなし、次で金屬類回收令施行細則第七條に依る個別勸告を以て指定回收物件の譲渡申込を勸告したのであるが、本日までの實績に徴するに今なほ趣旨不徹底の爲か回収の圓滑を缺く向もあつて、斯くては本回収の達成上甚だ遺憾な次第である。ついで左記事項に關し一段と留意して、回収期日たる九月末日までに回収を完成し、國家の要請に合するやう切望する次第である。

一 指定施設の特別回収は國家總動員法に基く金屬類回收令に依り強制回収せられるものであること

二 法の適用を受ける指定回收物件は金屬類回收令第三條に依るものであるから、供出洩の物件無からしむること

三 金屬類回收令第六條の命令違反者の罰則は、國家總動員法第三十一條の二に依り「十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス」の制裁があること

四 回收物件の撤去は供出者の責任に於て爲し、回収に支障を生ぜしめぬこと

撤去(代替物の備付を含む)を鳥取縣土木建築工業組合に

依頼してゐる向については、同組合は「下人手が少く、回収期日までには困難の状況にある

五 代替物の備付は供出者に於て責任を以て爲し、回収に支障を生ぜしめぬこと

前項参照、尙代替資材必要の向は申請すること

六 指定施設特別回収の本縣回收機關は次の通りである

◎鳥取縣屑物問屋商業組合

一、鳥取市岩美郡八頭郡氣高郡擔當

鳥取市元大工町

收 浦 貞 美 (電話鳥取七〇八番)

二、東伯郡擔當

東伯郡倉吉町廣瀬町

收 井 千 代 吉 (電話倉吉三五五番)

三、米子市西伯郡日野郡擔當

米子市四日市町

收 浦 繁 太 郎 (電話米子五一番)

堆厩肥の増産とその注意

(農務課)

食糧の絕對確保が大東亞戰爭完遂上是非必要である爲、今や我が國は上下心を一にしてその増産に懸命の努力を盡して居るのであつて、これに要する肥料の供給は極めて大事な問題となつてゐるが、戰爭に伴ふ輸入の杜絶と、戦時緊急産業への生産の擴大による資材努力の關係から來る國內生産不圓滑とに依つて、配給肥料の數量は頗る減少の止むなきに至つてゐることは農家の惱みの種となつてゐる。

しかし一面農家の周邊に目を注げば、この大切な肥料の供給源は決して窮乏してゐるわけではなく、最も手近なものとしては山野草の利用による堆肥及び厩肥の増産である。即ち當局ではこれについて農家各位の積極的な協力を極力促してゐる次第であつて時局の進展に依る努力の不足等により種々困難の伴ふことも尤もではあるが、百難を突破して成し遂げねばならぬ大東亞戰爭完勝の爲には、農家はあらゆる手段を盡して肥料の自給に邁進せねばならないのである。目下草刈の好期に當り切に各位の格段なる努力を望んでやまない。

01015

然るにこの多分の努力を費して切角獲得した大切な肥料資源が在來の徒らなる舊慣のまゝの堆厩肥製造法の爲に、その重要な成分を氣散させ又流失させて著しき肥効の減退を招きつゝあるものゝ相當多いことは、まことに勿体ないことであり遺憾の極みである。

即ち堆厩肥の主なる肥料成分は窒素・燐酸・加里の三要素と有機質であるが、いま有機質についてははいはぬとしても窒素はアンモニヤもしくは遊離窒素の形で空中飛散しやすく、又水に溶けて流失しやすいものであり、燐酸や加里は空中飛散はしないが水に溶けて流失するものであつて、特に厩肥ではその生産・腐熟・貯藏中の取扱が合理的でない場合には、先づ尿に於ける三要素の全部と、糞に於ける一部溶解性の燐酸が氣散又は流失によつて失はれ、次に糞・褥草に於て三要素が漸次溶解性に變化して氣散又は流失するのである。

従つて農家では是非堆厩肥の製造に當つて必ず合理的なる方法を採用し、肥料成分の喪失を防止せねばならぬのであつて、以下これが重要な注意事項を記して置くから、是非これを實踐して尊い肥効の確保に努められたいのである。

(一) 厩肥の取扱に關する注意

1 褥草と尿とを出来るだけ分離すること。

畜舎の構造を改め、家畜の尿は褥草から出来るだけ分離するやうに努め、尿は貴重な速効肥料であるから過燐酸石灰を三―五パーセント位加へて微酸性として置かねばならぬ。

2 厩肥を堆積する時は固く踏付けること。

厩肥の積込方が悪いと酸酵が餘り急激に過ぎて弊害を伴ふから、積込の際は良く踏みつけて固く積込んで空氣の流通を抑制しなければならぬ。

(二) 堆肥の取扱に關する注意

1 漏汁の流亡を防ぐこと。

漏汁もまた貴重な速効肥料であるから、漏汁溜の中に大切に貯へねばならぬ。

2 草類を材料に用ひる時は硫酸を加へないこと。

草類を其の儘、或は草類と糞とを混合して積込む場合には、一般に速成堆肥の場合と異り、硫酸のやうな可溶性の窒素の添加を避けねばならぬ。

3 堆肥は軽く堆積すること。

堆肥は厩肥と違つて固く踏付けてはならぬ。空氣の流通が良いやうに軽く積み、腐熟を促すことに心掛けねばならぬ。

01016

(三) 堆肥と厩肥に共通する注意

- 1 出来るだけ堆肥舎を設け舎内に堆積すること。
- 2 やむを得ず屋外に堆積する時は堆肥盤を設けて其の上に積み、又堆肥の上は土を覆ふとか簡易な雨覆を施すこと

秋蒔大根の栽培法

今が播種の好期

(農務課)

我が國の大根栽培面積は約十二萬町歩と云はれ、面積そのものから見ると恰も普通作物の感がある。それは用途が頗る多く、都市農村を問はず一日も欠くことの出来ない必需品であるからである。而も栽培は極めて容易であり寒暖の別なく能く生育するものであつて、之が必要は年と共に増加しつゝある。

近年各地方共休閑地、荒蕪地等を利用して食糧の増産に努めつゝあつて洵に喜ばしい次第であるが、此處に秋蒔大根の播種の時期となつたので、之が栽培法を記して一般の参考に資することとする。

◆土質 耕土深く、輕鬆な土壌にして排水の良好な處がよい。

◆整地 成るべく深耕し細かく碎土して短時日の中に自由に伸育の出来るやう心掛ねばならぬ。此の作業は成るべく播種の五日乃至一週間前位に終るやうにし、排水が良く表土の深い畑では平畦にし、地下水位の高いところでは高畦にするのである。此の時元肥として能く腐熟した(堆肥反當二〇〇貫)を鋤き込み、薄い下肥(反當一〇〇貫)、草木灰(反當三〇貫)を施すと結果が良い。

◆播種 ところに依つては既に播種を終つた地方もあるが、大体に於て縣下全般的に云ふと

宮重大根	八月中旬から下旬
霜被大根	九月上旬から中旬
聖護院大根	八月中旬から下旬

が標準であつて、播種量は點播で一反歩三―四合、條播で六―七合の割合で早朝に播くのである。

◆種子 種子には大、中、小の三種類があるが、大粒は外觀が粗硬で纖維質のものが出来、小粒は充實が完全でなく自然收量が少ないが、中粒は總てが其の中間のものが出来るので此の中粒の新しいものを用ゐるがよい。

◆間引 子葉稍大きく、色淡く、本葉の大きさは中庸で葉數少なく、根身に着色のないものを残すやうにし、先づ第一回は本葉

01017

一、二枚の時、第二回は本葉三、四枚の時、第三回は本葉六、七枚の時適當な間隔に間引くのである。此の時注意を要することは旱天の場合に余り早く間引かないやうにし、濕り勝の場合には多少早目に行ふやうにすべきである。

◇中耕と土寄 中耕は間引後三回行ひ、土寄は大根の幼稚な時分に一二回行ふのである。

◇肥料 肥料は下肥、米糠、草木灰だけでもよいが、前にも述べたやうに堆肥を施用すれば立派な大根が出来る。今此處に標準施用量を示すと次の如くである。

肥料名	反當用量 元 肥		
	第一回	第二回	第三回
堆肥	二〇〇貫	二〇〇貫	一貫
下肥	四五〇	一〇〇	二二〇 一三〇
米糠	二〇	一〇	一〇
草木灰	三〇	三〇	一

尚ほ施肥(追肥)は第一回を第二回間引後、第二回を最後の間引後、第三回を本葉二十枚前後の時に行ふのであるが、第三回の止肥で注意を要するのは余り早く止めると肥料切がして發育に支障を來し、遅過ぎると葉の方がかり若返つて面白くないので、大体於て發芽後早くて三十日、遅くても四十五日位が適當である。

◇收穫 適當の大きさに發育しないと甘味がないが、併し余り熟し過ぎると空洞を生ずるから、適當な頃を見計らつて收穫すべきである。

◇病虫害 最後に病虫害の防除法であるが、病害には黒腐敗病、白澁病、白腐病、露菌病、黒斑病等がある。之が防除には八匁式銅石鹼液、又は四斗式石灰ボルドー液を三、四回撒布する。

害虫には野虫、夜盜虫、心喰虫、サルハムシ、キスデノミムシ、カブラバチ、青虫、イマメラ螟蛾等があるが、之には除虫菊石鹼合劑かデリス劑を用ひて驅除するのである。

◎文部省推薦兒童圖書

◇ヘイタイゴッコ 黒崎 義介畫 渡邊 哲夫文

昭一七・五・七 昭光社發行

B五判 定價 二四頁 二五錢

◇明けゆく支那 片山 昌浩著

昭一七・五・一〇 帝國教育會出版部發行

B六判 定價 三一七頁 一圓六十錢

昭和十七年八月二十五日印刷
昭和十七年八月二十五日發行

鳥取縣 鳥取市 東町
發行所 鳥取縣 鳥取市 大正村 大字 古海
鳥取縣 鳥取市 大正村 大字 古海
印刷所 鳥取縣 鳥取市 大正村 大字 古海
支所 鳥取縣 鳥取市 大正村 大字 古海